

感染症 **プラス** 入院一時金保険

無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)(002)
無配当災害入院一時金保険(無解約払戻金型)(002)

主な特徴

- 1 日帰り入院から入院日数にかかわらず一時金をお支払いします!**
- 2 新型コロナウイルス^{※1}等の所定の感染症やスポーツ中の事故などの災害による入院で**最高60万円**^{※2}を受け取ることができます!**
- 3 生活習慣病や女性特有の病気を原因とした入院の場合**最高60万円**^{※3}を受け取ることができます!**
- 4 医療費以外に以下のような費用にもご活用いただけます!**
・食事代などの生活費・病院への交通費・日用品などの購入費
・ご家族の宿泊費、差額ベッド代 など

※1 新型コロナウイルス感染症とは病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)である感染症をいいます。

※2 入院一時金保険と災害入院一時金保険をそれぞれ入院一時金額30万円で付加した場合、災害入院一時金保険は責任開始日から10日以内に発病した感染症は支払の対象になりません。

※3 入院一時金保険と生活習慣病入院一時金保険(または女性入院一時金保険)をそれぞれ入院一時金額30万円で同時に付加した場合。

しくみ(イメージ図)

契約例

30歳男性 保険期間:終身 保険料払込期間:85歳 ※先進医療は保険期間、保険料払込期間ともに10年
入院一時金:30万円 災害入院一時金:30万円 生活習慣病入院一時金:30万円 保険料払込免除特約2020付加 先進医療保険付加

		30歳				40歳
先進医療	先進医療を受けたとき	先進医療にかかる技術料 + 先進医療にかかる技術料の10%				
医療(一時金)		病気による入院	所定の生活習慣病による入院	ケガ・所定の感染症による入院	新型コロナウイルスも対象!	終身保障 保険料払込:85歳まで
	入院1回につき	300,000円	600,000円	600,000円		
保険料免除	保険料払込免除特約2020を付加しています					

主なお取り扱い範囲

保障内容	必須付加	無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)(002)	保険期間	10年	終身
		無配当災害入院一時金保険(無解約払戻金型)(002)	保険料払込期間	10年	85歳満了
	任意付加	無配当生活習慣病入院一時金保険(無解約払戻金型)(002)	契約年齢	18歳~75歳 ^{※5}	
		無配当女性入院一時金保険(無解約払戻金型)(002)	配当金	なし	
		無配当先進医療保険(無解約払戻金型)(001) ^{※4}	最低保険料	すべての指定契約の月払保険料を合計して1,000円	
		無配当保険料払込免除特約2020			

当資料では、指定契約の名称を一部省略して記載しています。(例)無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)(002)⇒入院一時金保険

※4 無配当先進医療保険(無解約払戻金型)(001)については保険期間10年のみ取扱です。

※5 お取扱いの代理店によっては、契約年齢の範囲が異なることがあります。

この資料は、保険商品の概要を説明した「商品概要書」です。お申込みにあたっては、「契約概要」「ご契約に際しての重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

主な保障内容

	指定契約・特約	支払事由等	限度
必須付加	無配当入院一時金保険 (無解約払戻金型) (002)	病気やケガで1日以上入院のとき(入院一時金)	通算20回まで
	無配当災害入院一時金保険 (無解約払戻金型) (002)	責任開始期以後のケガにより180日以内に1日以上入院、または責任開始期以後の所定の感染症で1日以上入院のとき(災害入院一時金)	通算20回まで
任意付加	無配当生活習慣病入院一時金保険 (無解約払戻金型) (002)	所定の生活習慣病で1日以上入院のとき(生活習慣病入院一時金)	通算20回まで
	無配当女性入院一時金保険 (無解約払戻金型) (002)	所定の女性疾病で1日以上入院のとき(女性入院一時金)	通算20回まで
	無配当先進医療保険 (無解約払戻金型) (001)	先進医療による療養を受けたとき(先進医療給付金)	1回につき、1,000万円まで 通算2,000万円まで
		先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき(先進医療支援給付金)	—
	無配当保険料払込 免除特約2020	がんと診断されたとき、所定の重大疾病状態、要生活介護状態(働けない状態)、公的介護保険制度の要介護2以上、高度障害状態、身体障害状態、特定障害状態のとき、以後の保険料のお払込みを免除します。	—
指定代理請求特約	被保険者が入院一時金などを請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が入院一時金等の請求や保険料払込免除を請求できます。	—	

- 入院一時金等のお支払いは、ご契約(復活)後に発生した不慮の事故または発病した病気を原因とした場合に限りま。
- 支払事由に該当する入院を2回以上した場合、各入院一時金が支払われることとなった「最終の入院の退院日」の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院は継続する1回の入院とみなします。それぞれの入院の原因は問いません。
- 不慮の事故による入院一時金等のお支払いは、不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に入院を開始した場合に限りま。
- 災害入院一時金保険は責任開始日から10日以内に発病した感染症は支払の対象になりません。
- 「感染症プラス入院一時金保険」は無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)(002)・無配当災害入院一時金保険(無解約払戻金型)(002)を同時付加したものの愛称です。

留意事項

〈死亡給付金〉

- 感染症プラス入院一時金保険の保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡したとき、死亡給付金をお支払いします。
- 死亡給付金額は各指定契約(以下※)の各入院一時金額とします。

※入院一時金保険 ※災害入院一時金保険 ※女性入院一時金保険 ※生活習慣病入院一時金保険

〈解約と解約払戻金〉

- 感染症プラス入院一時金保険における下記の指定契約は「無解約払戻金型」の保険です。

・入院一時金保険 ・災害入院一時金保険 ・女性入院一時金保険 ・生活習慣病入院一時金保険 ・先進医療保険

- 無解約払戻金型の保険は、保険料払込期間中の解約払戻金はありません。ただし、保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合、保険料払込期間満了後に解約された場合は、死亡給付金額と同額の解約払戻金をお支払いします。(先進医療保険は除く)

〈保険料割引制度〉

- 割引前の月払保険料の合計額に応じて、保険料を割り引きます。

割引前の月払保険料の合計額	10,000円未満	10,000円以上	15,000円以上	20,000円以上	30,000円以上
割引率	—	3%	5%	7%	8%

(お問い合わせ、ご照会は)

募集代理店



〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1番地
TEL(011)233-1070

(ご契約後のご照会は)

引受保険会社



(本社)〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

お客様サービスセンター 0120-97-2111(通話無料)

営業時間 月曜～金曜 9:00～18:00

土曜・日曜 9:00～17:00

(祝日・年末年始(12/30～1/4)は休業します)

ホームページアドレス <https://www.taiyo-seimei.co.jp/>